第6回南砺市協働のまちづくり推進会議次第

平成26年3月14日(金)午後7時~南砺市役所 福野庁舎 201会議室

- 1. 開 会
- 2. 委員長あいさつ
- 3. 市長への提言
 - (1) 提言(委員長から市長へ)
 - (2) 概要説明(委員長)
 - (3) 提言への思い(全委員より)
- 4. 市長あいさつ
- 5. その他
- 6. 閉 会

南砺市長 田中 幹夫 殿

南砺市協働のまちづくり推進会議 委員長 沖田 光弘

提言書

平成24年7月に施行された、南砺市まちづくり基本条例は、わたしたちが、このまちに「生まれてきてよかった」、「住んでいてよかった」、「これからも住み続けたい」と思えるまちになることを願い、市民が主体のまちづくりが進められるよう定められたものである。

条例施行より1年8カ月が経過し、当推進会議では、条例の運用や推進状況を確認・検討してきた。今年度の取り組みとして推進会議の運営方法を部会形式とし、「住民自治組織」、「協働の推進」、「市民参画・情報共有」の3つの部会に分け、取り組みの課題や解決方法について話し合った。市民や市民団体によっては、取り組みが進められている点や、まだまだ取り組みが足りない点など、協働に対する意識に差があり、全体的に底上げが必要であることが感じられたことから、今回、委員会として提言する。

市長におかれましては、本提言を踏まえて、協働のまちづくりの更なる推進に努められたい。

1. 市民参画の手法について

南砺市まちづくり基本条例では、協働のまちづくりの推進にあたっては、市民は、 単に行政サービスの受け手にとどまることなく、自らがまちづくりの主体として市 政に参画して自らの発言や行動に責任を持つことが求められている。行政は「情報 の共有」、「会議の公開」、「意見公募」、「行政評価」など、これまで以上に情報公開 と説明責任が求められている。

しかしながら、条例そのものが市民に充分に周知されていないことから、市民がまちづくりの主体として、まだまだ意識と行動のレベルが高くない状況となっている。

このことから、下記の点について提言する。

- (1) 南砺市まちづくり基本条例の周知について
 - ①市は、自治振興会単位や自治会単位での、わかりやすい説明会を開催する こと。
 - ②市は、婦人会や若妻会など、女性団体へのわかりやすい説明会を開催すること。
 - ③市は、広く市民への周知を図るために、広報なんとやケーブルテレビを利用し、条例に興味を持ってもらう取り組みを行うこと。
- (2) 会議への参画、意見公募について
 - ①会議への参画を促すため、会議内容をわかりやすく周知すること。
 - ②意見公募について、条例・計画の内容をわかりやすくした説明を付記し、 意見を得やすくするよう取り組むこと。
 - ③意見公募について、文書による提出以外に、口述による意見提出のしくみを考えること。
 - ④意見公募について、ミニ集会などの開催による対話形式の意見徴収を取り 入れること。
- (3) 行政評価制度の策定について
 - ①行政評価制度の策定時において、市民が理解する機会や意見を募るなど、 市民参画による策定を図ること。

2. 協働のまちづくりの人材育成について

南砺市まちづくり基本条例では、市は、市民、住民自治組織及び市民団体間の円滑な活動を支援するために必要なコーディネーターを養成して配置する等、協働のまちづくりの推進に努めるものと定めている。

現在は、住民自治組織の活動支援のために「地域づくり支援員」を自治振興会単位で派遣しているが、市と自治振興会とのパイプ役が主な業務で、まちづくり活動を支援するまでの動きは感じられない。

このことから、下記の点について提言する。

- (1) コーディネーター (専門員) の養成について
 - ①市民、市民団体等からの情報発信を支援し、連絡調整の役割を果たす専門 的なコーディネーターの育成を図ること。
 - ②市民、市民団体等の構成員が自ら内部リーダーとなることができるよう、 内部リーダーの養成を図ること。
- (2) 地域づくり支援員の業務について
 - ①支援員の目指す活動を明確にすること。
 - ②支援員同士の情報共有を進めることで、自治振興会の活性化を図ること。
 - ③各組織活動の育成支援や活性化を行うために、福祉や環境等の専門的な支援員の配置を図ること。
- (3) 職員の地域での活動について
 - ①職員の、地域行事への積極的な参加を求める。
 - ②職員は、政策課題の対応に必要となる知識や能力の向上成果を、市民と共有する機会(研修報告会等)を設けること。

3. 関係団体の活性化について

南砺市まちづくり基本条例では、住民自治組織は自治振興会等を中心として住民 生活の安心及び安全の確保を図り、福祉文化活動等を活性化するように努めること と定めている。

現在、自治振興会の活動は組織的に行われているが、その活動内容や予算、決算等の情報について、市と市民に広く共有されていないといった課題がある。

また、本条例では、市が出資若しくはそれに準ずる補助を行い、事務を委託し、 又は職員を派遣している団体は、情報を公開するよう定めている。

このことから、下記の点について提言する。

- (1) 自治振興会組織の情報公開について
 - ①規約、事業内容、役員構成、予算、決算について会報等での周知を義務化 も含めて指導すること。
- (2)幅広い人材の登用について
 - ①組織内の女性役員の比率を、原則として男性又は女性のいずれか一方の 割合が7割を超えないよう働きかけること。
- (3) 団体間の情報共有について
 - ①自治振興会の取り組みは、地域ごとに秀逸なものが多くあることから、 それぞれの自治振興会の取り組みを共有する機会を設けること。
- (4) 出資団体の情報公開について
 - ①市は、出資団体等に対し、自主的にその規約又は定款、役員名簿、業務遂行状況及び経営状況を公開するようガイドラインを作成し、情報公開に努めるよう働きかけること。

南砺市協働のまちづくり推進会議 会議開催経過

部会構成

- (1) 運営委員会
- (2) 住民自治組織部会
- (3) 協働の推進部会
- (4) 市民参画·情報共有部会

各部会の検討内容

(1) 運営委員会

委員:沖田光弘、江田攻、林則雄、野松直子、能登貴史、磯辺文雄 業務:各部会での検討内容取りまとめ及び推進会議の運営方法の決定

(2) 住民自治組織部会

委員:林則雄、西部重世、今川浩美、江田攻、名村桂子、宮脇廣 担当条項:第2章 まちづくりの基本原則 第4章 住民自治組織による住民自治

(3) 協働の推進部会

委員:能登貴史、磯辺文雄、池田美智子、武田勇人、武田和一、 橋爪央樹、堀豊次

担当条項 第2章 まちづくりの基本原則

第5章 市民団体及び事業者

第8章 協働のまちづくり

(4) 市民参画·情報共有部会

委員:野松直子、坂井智子、安居時美、浦出義一、沖田光弘、窪田育夫

担当条項:第2章 まちづくりの基本原則

第3章 市民

第9章 行政運営

開催状況

平成24年12月17日 第1回南砺市協働のまちづくり推進会議 平成25年 1月24日 第2回南砺市協働のまちづくり推進会議 7月29日 第3回南砺市協働のまちづくり推進会議 9月20日 第4回南砺市協働のまちづくり推進会議 第1回運営委員会 10月 3日 第1回住民自治組織部会 10月10日 第1回協働の推進部会 10月15日 第1回市民参画・情報共有部会 第2回市民参画·情報共有部会 11月13日 12月19日 第2回運営委員会 平成26年 1月15日 第2回協働の推進部会 1月16日 第2回住民自治組織部会 1月27日 第5回南砺市協働のまちづくり推進会議 2月12日 第3回運営委員会

3月14日 第6回南砺市協働のまちづくり推進会議

■南砺市まちづくり基本条例の運用に関する課題及び提案内容(全体取りまとめ)

	条・項・号など	規定内容	取組の状況		
番号			運用に関する課題	提案事項	部会名
1	(市民の権利) 第5条第2項	市民は、市政に関する計画及び政策の立案から評価までの各段階に参画しているか。また意見を述べるているか。	政策立案において、市民の参画がなされていない。	具体的な政策立案時に、市民参画の手段の検討を図ること。	運営委員会
2	(市民の責務) 第6条第1項	市民は、主体的にまちづくりに参画するよう努めているか。		市民自ら行動する。	市民参画・情報共有
3	(") " 第2項	市民は、自らがまちづくりの主体であることを認識し、自らの発言及び行動に責任を持つよう努めているか。		市民自ら行動する。	運営委員会
4	(") "第3項	市民は、市と協働し、魅力あるまちづくりを行うよう努めているか。		市民自ら行動する。	運営委員会
5	(") " 第4項	市民は、市が実施するサービスの提供を受けた とき、応分の負担をしているか。		市民自ら行動する。	運営委員会
	(住民自治組織の役割) 第7条	自治振興会は、地域に住居を構え、居住している者全員が参加できる組織の構成、運営方法、会計事務等を定めた会則を制定及び公開し、並びに住民生活の安心及び安全の確保を図り、福祉、文化活動等を活性化するよう努めているか。	住民への住民自治組織情報が不足している(活動が理解されていない)。	事業、役員、予算、決算をはじめとし、組織の理解向上から も、会報や市広報等での公開の義務付けを求める。	住民自治組織
			住民自治組織の構成、運営、交付金使途に住民の意見が 反映されていない。	自治会代表者の他に、各種団体等の参加を促し、構成、運営、事業実施に広く住民の意見反映を求める。	住民自治組織
6			住民自治組織のまちづくりの重要性が理解されていない。	住民自治組織が果たす重要性を研修会等を通じ運営役員の理解を求める。	住民自治組織
			住民自治組織に女性の意見が届いていない。	住民自治組織には女性参加組織もあるが、自治振興会に女性運営役員の選出を求める。	住民自治組織
	(住民自治組織に属するもの の責務) 第8条	住民は、住民自治組織の一員として、互いに協力するよう努めているか。	活動がまちづくりに役立っているとの意識が持たれていない。	活動組織の紹介等を通じ、参加者の意識醸成、参加者の拡大を図る。	住民自治組織
'			何が出来るか、どうしたら良いのか解らない。また、リーダー が少ない。	リーダーの育成や活動組織の困りごと、運営内容等意見交換、研修会を実施し、活動支援をする。	住民自治組織
		市は、住民自治組織の魅力ある地域づくりを支	地域づくり支援員の活動が理解されていない。	支援員の目指す活動の明確化や連絡会の開催から、推進事例の展開等活性化を求める。	住民自治組織
8			専門的支援員の確保がない。また、アドバイスが偏っている。	各組織活動の育成支援、活性化から、地域まちづくりの推進を拡大すべく、市に対し、福祉、環境等の支援員の配置を求める。	住民自治組織
9	(市民団体の責務) 第11条第2項	市から支援を受ける市民団体は、代表者、連絡 先、活動目的、会則、会計状況等の事項を市 長に届け出、その活動の内容について、市及 び市民に対して説明責任を果たしているか。	活動内容について説明責任が果たされていないのでは。	情報公開を進めるよう促す。	協働の推進
10	(市の職員の責務) 第16条第1項	市の職員は、信頼される地域の一員として積極的にまちづくりの推進に努めているか。	必ずしも地域に根ざしているとは思えない。	職員の地域行事への広い参加を求めたい。	運営委員会

■南砺市まちづくり基本条例の運用に関する課題及び提案内容(全体取りまとめ)

番号	条・項・号など	規定内容	取組の状況		
			運用に関する課題	提案事項	部会名
11	(市の職員の責務) 第16条第2項	市の職員は、必要な知識及び能力の向上に務め、職務に専念しているか。	向上の成果が共有されていない。	知識及び能力の向上成果を、レポートや報告会等で市民と共有を図ること。	運営委員会
		市は、協働のまちづくりを推進するコーディネーターを養成して配置しているか。そして、市民、市民団体等からの情報発信を支援し、連絡、調整等の役割を担っているか。	地域づくり支援員の技量のばらつきがある。	支援員の目指す活動の明確化や連絡会の開催から、推進事例の展開等活性化を求める。	市民参画·情報共有
12	(協働における市の役割) 第18条		コーディネーターが養成されているのか。	職員研修の中に、協働の研修を入れてはどうか。 NPO、市民だれでもコーディネーターとなれるように、コーディネーターの養成が必要ではないか。 農業におけるコーディネーターも必要。 コーディネーター(人、場)の性格付けが必要。	協働の推進
13	(協働の理念の普及) 第20条	市長は、協働の理念を普及するための学び合いの場をつくっているか。	広く協働の理念が理解されていない。	各種団体への、条例の説明会を行ってはどうか。	協働の推進
14	(情報の発信及び収集) 第21条	市民及び市は、地域の多様な情報を発信又は 市内外から情報を収集して協働のまちづくりを 推進しているか。	双方ともに、推進しているとは思えない。	今後の課題である。	運営委員会
15	(財政運営の基本原則) 第24条第1項	市は、予算の編成及び執行に当たって、最大 の効果を最少の経費で挙げられるよう努めてい るか。	職員の自己評価のみにとどまっており、H24年度に外部評価を入れる予定であったが、遅れている。	外部評価について、策定の段階から市民へ公開をし、意見を反映する必要がある。	市民参画•情報共有
16	(意見公募) 第28条第1項		パブリックコメントという文言がピンとこない、パブリックコメントをする文章を書けない。(意見はあるが) いままでとどうかわるのかがわからない。文書が原則であることが問題。	わかりやすく、ネーミングを変え、またわかりやすい説明を付記した上で、多くの方々からパブリックコメントを募れる手法を検討願いたい(例:ミニ集会(シンポジウム)や、対話形式での開催など。)	市民参画·情報共有
			パブリックコメントの考え方を公表してはどうか。	実施要項等を広報なんとで公表すればどうか。	協働の推進
17	(行政評価) 第30条第2項	市は、行政評価を行うとき、市民が参画する方 法により実施するよう努めているか。	できていない。	外部評価制度の策定時に、「策定案が出る前」、「出たあと」、「決定する前」のタイミングで市民の意見を反映するべく、シンポジウムを実施すべき(理解する機会を与えた上で、考えをまとめる)。	市民参画·情報共有
18	(") "第4項	市は、行政評価の結果を市民にわかりやすい 方法で公表するとともに、これを施策及び事務 の遂行に反映しているか。	できていない。	外部評価制度の策定時に、行政評価の結果を市民にわかりやすい方法で公表するための、制度設計とすること。	市民参画•情報共有
19	(出資団体等) 第31条第1項	市は、出資若しくはそれに準ずる補助を行い、 事務を委託し、又は職員を派遣している団体に 対し、その規約又は定款、役員名簿、業務遂行 状況及び経営状況を公開するよう指導している か。	出資金50%以上の団体については公表している。50%以 下については公表していない。	市民からの要求の有無にかかわらず、自主的に自社Webなどで公開するなどのガイドラインを作成し、市から団体へ推奨させるべき。	市民参画·情報共有
20	(条例の制定及び改廃) 第34条第2項		おこなっているが、パブリックコメントをWeb・情報公開コーナーより募集をしているのみである。	関連されるとおもわれる団体・個人にひろく声をかける工夫が必要である(推進会議でそのような取り組みをしてもよいかとおもう)。	市民参画•情報共有

※上記以外の条項については、今回十分に検討できなかった。次回検討委員会で検討されたい。